

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の指定の届出 (障害福祉課) 一

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス事業者の廃止の届出 (同) 一

○保安林の指定の解除の予定 (二件) (森林整備課) 一

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (情報政策課) 二

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定 (森林整備課) 四

○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課) 四

○教育委員会定例会の開催 (教育委員会) 五

告 示

○宮城県告示第五百四十号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十九年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
〇四一〇五〇〇三六七	本郷食堂 十気仙沼市本郷十一	就労継続支援 A 型	一般社団法人 コ・エル	平成二十九年 六月一日
〇四一一五〇〇七九六	Manaby 大崎事 業所 大崎市古川福浦字道 ノ上九十四一	就労移行支援	有限会社太陽	平成二十九年 六月一日

○宮城県告示第五百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により告示する。

平成二十九年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	廃止する指定障害福祉サービスの種類	設置者名	廃止年月日
〇四一〇九一五〇二九	エコ・アース多賀城 多賀城市笠神二丁目 十四一四十四	就労継続支援 B 型	エコ・アース・ ファクトリー 株式会社	平成二十九年 五月三十一日

○宮城県告示第五百四十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成二十九年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

石巻市小網倉浜家ノ入二六の二

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

○宮城県告示第五百四十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安

林の指定を解除する予定である。

平成二十九年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎四四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

二一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎一の一（次の図に示す部分に限る。）、磯草一八の二・三九七の二（以上

二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 解除の理由

指定理由の消滅

三一 解除予定保安林の所在場所

気仙沼市波路上岩井崎一の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び気仙沼市役所に備え

置いて縦覧に供する。）

公 告

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十九年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

1 調達案件及び数量 情報政策課リースパソコン賃貸借、導入設定及び保守業務 一式

2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

3 履行期間 契約締結の日から平成三十四年九月三十日まで

4 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県庁行政舎ほか

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加する者は、下記の要件をすべて満たし、宮城県知事の一般競争入札参加資格審査を受けなければならない。

1 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

2 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四の規定に該当しない者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一條第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合には、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）第十七條第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されていない者で入札を希望する者は、本県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二一二一一三三五）へ平成二十九年六月十五日（木）午後五時までに申請すること。

三 入札書の提出場所等

1 郵送又は持参による入札書の提出場所及び問合せ先

〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
 宮城県震災復興・企画部情報政策課ネットワーク管理班（担当 小山 輝 電話〇二二一二一一二四七五）

2 一般競争入札参加資格審査

(一) 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十九年六月二十二日（木）から平成二十九年六月二十七日（火）午後五時までの間に必要書類を作成の上、電子調達システム、郵送又は持参により提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

(二) 開札日までの間において、(一)において提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

3 入札書の提出期間等

(一) 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合
 入札の期間 平成二十九年七月七日（金）午前九時から平成二十九年七月十三日（木）午後五時まで

(二) 郵送又は持参により入札書を提出する場合
 イ 提出期間
 (イ) 郵送の場合 平成二十九年七月七日（金）午前九時から平成二十九年七月十三日（木）午後五時まで
 (ロ) 持参の場合 平成二十九年七月七日（金）午前九時から平成二十九年七月十四日（金）午前十時まで

ロ 提出場所 1に同じ
 ハ 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

4 開札の日時及び場所
 平成二十九年七月十四日（金）午前十時

宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県行政庁舎三階 情報政策課

四 入札に参加することができる者
 二に定める資格を有しない者

五 その他

1 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法（平成四年法律第五十一号）によるものとする。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第九十九条及び第一百零四条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則（平成二十四年宮城県規則第四十五号）の規定による。

3 入札の無効 入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに「物品調達等に係る競争入札参加心得」の第九条に該当する入札は、無効と

する。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において二に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

4 入札金額 入札書に記載された金額（以下「入札金額」という。）に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。）をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額）の百八分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定の方法

(一) 落札者は、財務規則第百条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(二) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

6 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

7 契約書の作成の要否 要

8 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

9 この入札に係る調達案件は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）及び同法施行令に基づき条例で定めた長期継続契約対象業務として契約締結を行う。したがって、この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった場合の取扱いについては契約書（案）に示すとおりとする。

10 詳細は、入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Nature and Quantity of Item (s)/Service(s) to be Procured : Rental, installation, configuration and maintenance of computers for the Information Policy Division (2,250 computers)

2 Contract Period : From contract settlement to September 30, 2022

3 Places of Implementation : Miyagi Prefectural Government Office Building (3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture) and other locations

4 Deadline and Place for Bid Submission (in person) : Friday, July 14, 2017, 10 : 00 am, Information Policy Division Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi

Prefectural Government Office, 3rd Floor

5 Deadline for Bid Submission (by mail) : Thursday, July 13, 2017, 5 : 00 pm.

6 Time and Place for Bid Selection : Friday, July 14, 2017, 10 : 00 am, Information Policy Division Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government Office, 3rd Floor

7 Contact Information : Akira Oyama Network Management Section, Information Policy Division Earthquake Disaster Restoration and Policy Planning Department Miyagi Prefectural Government 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi Prefecture 980-8570 JAPAN Tel.: 022-211-2475

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

平成二十九年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 平成二十九年年度県有林管理業務委託 一式

二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 農林水産部森林整備課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号

三 契約の相手方を決定した日 平成二十九年三月三十一日

四 契約の相手方の氏名又は名称及び住所又は所在地 一般社団法人宮城県林業公社 仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号

五 契約金額 七千七百九十七万六千円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十一条第一号、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の二第一項第二号該当

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十九年六月二日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 宮城県松島町磯崎字馬籠二二十九番二の一部、二十九番一の一部、同字馬籠二十七番一の一部、地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

二十八番二の一部

宮城郡松島町磯崎字馬籠二二十九番地の二

高橋 睦磨

教育委員会

○宮城県教育委員会告示第十二号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第十四条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十九年六月二日

宮城県教育委員会

教育長 高 橋 仁

一 日 時 平成二十九年六月八日 午後一時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

第一号議案 高等学校入学者選抜審議会委員の人事について

四 傍聴者の定員

十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会三十分前から十分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班(電話〇二二-二二二-一三六一)